

# 岡山市 I C T 活用工事試行要領

## (趣旨)

第1条 この試行要領は、岡山市が発注する工事における I C T 活用工事の試行に関し、施工の効率化を図るため、必要な事項を定めるものとする。

## ( I C T 活用工事の定義)

第2条 I C T 活用工事とは、以下に掲げる施工プロセスにおいて、I C T を全部又は一部に活用する工事である。ただし、一部に活用する場合は②④⑤は必須とし、①③は選択とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ I C T 建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

2 I C T 活用工事の実施に当たっては、岡山市土木工事共通仕様書、岡山市土木工事施工管理基準及び国土交通省が定める要領等に基づいて行うものとする。

## (対象工事)

第3条 原則として、岡山市が発注する工事のうち、営繕工事を除く下記の工種の工事とする。

- ア河川土工
  - 掘削工、盛土工、法面整形工
- イ道路土工
  - 掘削工、路体盛土工、路床盛土工、法面整形工
- ウ舗装工
- エ舗装工（修繕工）
  - 切削オーバーレイ工、路面切削工
- オ法面工
- カ植生工、吹付工、吹付法枠工、落石雪害防止工
- 力擁壁工

## (実施手続)

第4条 I C T 活用工事は、前条に定める工事から発注者が選定する。（現場条件等を勘案し、不適当と認めたものを除く。）

また、I C T 活用工事の発注方式は、発注者の指定によって I C T 活用工事を実施する「発注者指定型」及び、契約後、受注者の希望により I C T 活用工事を実施する「施工者希望型」とする。

なお、発注者指定型では、第2条における全ての施工プロセスで I C T 活用することを基本とし、施工者希望型では、施工プロセスの一部活用も可とする。

### ① 発注者指定型

前条に定めるア及びイの工事のうち、土工量3,000m<sup>3</sup>以上かつ設計金額1億円以上、またウ及びエに定める舗装面積5,000m<sup>2</sup>以上の舗装工・舗装工（修繕工）工事で、発注者が設定した工事に適用する。

### ② 施工者希望型

前条に定めるア及びイの工事で土工量1,000m<sup>3</sup>以上、ウ及びエに定める舗装面積1,000m<sup>2</sup>以上の舗装工・舗装工（修繕工）、また前条に定めるオ及びカの工事に適用する。

なお、I C T 活用工事として発注していない工事において、契約締結後、受注者から I C T 活用工事の実施申入れがあり、発注者が適当と認める場合は、この要領を適用するものとする。

2 発注者は、I C T 活用工事の発注に際しては、特記仕様書において、当該発注工事に係る工事が『I C T 活用工事』の対象であることを明示するものとする。

3 受注者は、契約後、施工計画書の提出前に、I C T活用工事の実施希望の有無（発注者がI C T活用することを指定している部分を除く。）、I C Tの活用内容、施工範囲等を発注者と協議するものとする。

4 I C T活用工事として発注していない工事において、契約締結後、受注者からI C T活用工事の実施の申し入れがあり、発注者が適当と認める場合は、この要領を適用するものとする。

(工事成績評価における評価)

第5条 I C T活用工事を実施した場合の工事成績評価は、監督員の考査項目である「創意工夫」において評価するものとする。

(I C T活用工事に関連する管理)

第6条 監督員及び検査員は、I C T活用工事の活用効果に関する調査等のため、別途費用計上して従来手法による管理を受注者に実施させる場合を除き、重複管理を求めないものとする。

(工事費の積算)

第7条 I C T活用工事に係る積算は、国土交通省が定めるI C T活用工事積算要領等及び岡山市土木工事標準積算基準書に基づくものとする。

なお、発注者指定型の場合は、土工（掘削・盛土）、舗装工数量において、I C T建設機械による施工を原則とし、当初から費用を計上し、契約後の協議において、受注者からの希望によりI C Tを活用する場合、I C Tを活用する項目について、各段階のI C Tの活用に係る経費を国土交通省が定める積算要領及び岡山市土木工事標準積算基準書に基づき積算を行い、設計変更の対象とする。

(調査等)

第8条 発注者がI C T活用工事の活用効果等に関する調査を実施する場合は、受注者はこれに協力するものとする。この場合において、調査の内容、時期等については、その都度、受注者に別途指示するものとする。

(履行証明書)

第9条 発注者は、I C T活用工事を実施し、完成検査に合格した受注者に対して、I C T活用工事履行証明書を発行するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項については、必要に応じてその都度定める。

附 則

この要領は、平成30年5月1日から施行し、施行日以降に入札公告また指名通知を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行し、施行日以降に入札公告また指名通知を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行し、施行日以降に入札公告また指名通知を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行し、施行日以降に入札公告また指名通知を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、施行日以降に入札公告また指名通知を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、令和8年1月1日から施行し、施行日以降に入札公告また指名通知を行う  
工事から適用する。

附 則

この要領は、令和8年11月1日から施行し、施工日単価から適用する。